**「岩手県障がい者プラン」（案）の概要**

資料１-４

**○根拠**：障害者総合支援法第89条第1項（第5期障がい福祉計画）

　　　　児童福祉法第33条の22第1項（第1期障がい児福祉計画）

**○計画期間**

平成30～32（2020）年度の３か年計画

**○計画概要**（国の基本指針に即して計画を作成）

|  |  |
| --- | --- |
| 体系 | 主な事項等 |
| １　計画の基本的な事項２　サービス提供体制の確保に係る目標・見込量３　目標・見込量等達成に向けた方策等※県全体の計画と合わせて、各広域局等の圏域計画を策定（現行と同じ）。 | ［基本的事項］・　基本的理念に「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」を追加［目標・見込量等］・　福祉施設から地域生活への移行について、第４期の実績を踏まえ、入所者の高齢化、重度化等に即した移行者数を目標値に設定・ 障がい福祉分野では、地域生活を支援する訪問系・日中活動系サービスの利用増を見込む。・ 障がい児福祉分野では、生活能力の向上等を支援する放課後等デイサービスの利用増を見込む。・　入所施設は、地域生活への移行を視野に入れながら、真に入所サービスを必要とする障がい児・者の受入可能な定員総数を維持［達成に向けた方策］・　事業者の参入促進や施設等整備支援を行う。・　福祉人材センター等と連携したマッチング支援を実施する。・　サービス管理責任者研修等、サービスに従事する人材を養成する。 |

**○根拠**：障害者基本法第11条第2項

**○計画期間**

平成30～35（2023）年度の６か年計画

（※現行計画は平成23～29年度の７か年）

**○計画概要**

障がいの有無に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い共に生活するというソーシャル・インクルージョンの考え方に基づき施策を推進

|  |  |
| --- | --- |
| 体系 | 主な事項等 |
| Ⅰ　障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供 | ・　障がい者の権利擁護の取組、相談体制や医療体制の充実等を推進する。・ 特に、重症心身障がい児・者や医療的ケア児・者への関係機関の連携した支援体制の構築、発達障がい児・者やひきこもり等、多様な障がいに対応した相談支援体制の充実・強化を図る |
| Ⅱ　健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供 | ・ 障がいの早期発見や療育支援体制、教育の充実等を推進する。・　移転した県立療育センターを拠点とした療育支援ネットワーク体制の構築に取組む。・　新たに制度化された共生型サービスの活用や介護保険サービスの円滑な利用等、高齢障がい者の支援の充実を図る。 |
| Ⅲ　障がい者の自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進 | ・　障がい者の多様な就労の場の確保、社会参加活動を推進する。・　特に、障がい者の就労機会の提供と農業の支え手の確保に向けた農福連携の取組を強化する。 |
| Ⅳ　障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域づくり | ・　障がい福祉サービスの充実、地域移行及び防災・防犯対策の推進を図る。・　新たに創設される自立生活援助サービス等の利用を推進し、地域生活への移行促進を図る。・ 市町村等と連携し、避難行動要支援者支援の取組を促進する。 |
|  |
| ・　現在国で最終案を調整中の第４次障害者基本計画の考え方を計画に反映・　県の各分野計画における障がい者関連施策の方向性と整合性を確保（いわて特別支援教育推進プラン、岩手県文化スポーツ振興戦略、岩手県地域福祉支援計画等）。 |

**(1)岩手県障がい者計画**

**(2)岩手県障がい福祉計画**

**（第５期岩手県障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）**

**４．計画の体系及び主な事項**

**１.計画策定の趣旨**

**障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会**

**目指す姿**

○　県では、岩手県障がい者プラン（以下「プラン」という。）を策定し、障がい者の各ライフステージにおける医療・保健・福祉のニーズに的確に対応した総合的な障がい者施策の推進を図ってきました。

○　また、国では、現在、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成29年度内に「第４次障害者基本計画」（計画期間：平成30～35（2023）年度の５か年）の策定に向け検討が進められているところです。

○　県では、現行プランが平成29年度で最終年度を迎えることから、国の基本計画を参考に、有識者の意見や各分野における社会情勢の変化を踏まえ、平成29年度内に平成30年度を初年度とする次期岩手県障がい者プランを策定します。

障がい福祉サービスの提供体制の確保等について定めた計画

県の障がい保健福祉施策の基本的方向性等について定めた計画

○　岩手県障がい者プランは、「障害者基本法」に規定する都道府県障害者計画として、また「障害者総合支援法」に規定する都道府県障害福祉計画として位置づけ、本県の障がい保健福祉施策の基本的考え方や具体的推進方策及び達成すべき障がい保健福祉サービスの目標等を明らかにしたものです。

○　計画期間は、障がい者計画が平成30年度から35（2023）年度の６か年、障がい福祉計画は国の定める基本指針に即し平成30年度から32（2020）年度の３か年とします（障がい者計画は障がい福祉計画の２期６年分に相当）。

○　なお、障がい福祉計画は、新たな法定計画である障がい児福祉計画と一体的に策定します。

**２.計画の性格**

**３.計画の圏域・推進**

○　引き続き、現行の９つの障がい保健福祉圏域ごとの障がい福祉計画を策定して施策の推進を図ります。

○　計画の推進に当たっては、毎年度、県及び市町村計画の計画目標の達成状況を点検し、実施状況を分析・評価の上、効果的な施策の推進を図ります。

|  |  |
| --- | --- |
| **(1)障がい者計画** | **(2)障がい福祉計画** |
| 平成29年平成30年 | ９月１月２月３月 | 第１回岩手県障がい者施策推進会議 （策定方針説明）第１回岩手県障害者施策推進協議会 （策定方針説明）第２回岩手県障がい者施策推進会議 （素案協議）第２回岩手県障害者施策推進協議会 （素案協議）パブリック・コメント（１月22日～２月21日）プラン説明会（９圏域・２月２日～14日）第３回岩手県障害者施策推進協議会 （最終案協議） | 平成29年平成30年 | ６月９月１月２月３月 | 県、市町村担当者会議第１回岩手県障害者施策推進協議会 （策定方針説明）第２回岩手県障害者施策推進協議会 （素案協議）パブリック・コメント（２月23日～３月22日）岩手県障がい者自立支援協議会 　　（計画案協議）第３回岩手県障害者施策推進協議会 （最終案協議） |

**５．策定までの主な経過**